

第 6 期広島市障害福祉計画

第 2 期広島市障害児福祉計画

〔令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度〕

（案）

令和 3 年（2021 年）3 月

広 島 市

目 次

1 計画の概要	P 1
2 目標の設定	P 2
(1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実施状況	P 2
(2) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の目標	P 9
3 障害福祉サービス等の量の見込み	P17
〈参考1〉 国の基本指針の概要	P39
〈参考2〉 本市の障害福祉サービス等事業所数	P52

1 計画の概要

(1) 計画の位置付け

第6期広島市障害福祉計画及び第2期広島市障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」の第6期計画及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」の第2期計画として策定するものです。

(2) 計画策定の趣旨

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針を踏まえ、これまでの計画の実績や障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案し、令和5年度末における必要な障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標及び令和3年度から令和5年度までの障害福祉サービス等の量の見込みを設定するものです。

(3) 計画期間

計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。

(4) 計画内容

国の基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：改正 令和2年厚生労働省告示第213号）及び国の通知「障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について（平成29年3月31日 雇児総発0331第7号、障障発0331第9号、府子本361）」に基づき、

- 第6期広島市障害福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るため、第1期から第5期の計画の実績や課題を踏まえ、令和5年度末における目標及び各年度における障害福祉サービス等の量の見込みを設定しています。
- 第2期広島市障害児福祉計画は、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保を計画的に図るため、第1期の計画の実績や課題を踏まえ、令和5年度末における目標及び各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等を設定しています。

(5) 計画の点検・評価

毎年度、目標及び障害福祉サービス等の見込量の実績等を把握し、広島市障害者施策推進協議会等の意見を聞きながら、計画の点検・評価を行います。

2 目標の設定

(1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実施状況

《第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の数値目標及び実績》

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

区 分	目 標 (令和2年度)	令和元年度 実績と達成率	備 考
ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数	87人 (9%)	23人 26.5%	・基準時（平成 28 年度末）における本市の施設入所者数は 956 人 ・カッコ内は基準時の施設入所者数に対する比率 ・目標は基準時からの累計
イ 施設入所者の削減数	20人 (2%)	8人 40%	・基準時（平成 28 年度末）における本市の施設入所者数は 956 人 ・カッコ内は基準時の施設入所者数に対する比率 ・目標は基準時と各年度末時点の施設入所者数の差

ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

令和2年度の目標を、基準時（平成 28 年度末）の本市の施設入所者数 956 人の9%に当たる87人と設定しました。これに対して、令和元年度までの累計は23人とどまっています。

イ 施設入所者の削減数

令和2年度の目標を、基準時（平成 28 年度末）の本市の施設入所者数 956 人の2%に当たる20人と設定しました。これに対して、令和元年度までの累計は8人とどまっています。

<実績等を踏まえた評価等>

【評価】…施設入所者は重度の障害者が多く、地域生活への移行が難しいうえ、施設入所の待機者も多いことから、計画的な施設入所者数の削減は非常に困難な状態であり、施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数や施設入所者の削減数の目標を達成することができませんでした。

【課題】…退所が困難な重度の障害者を地域で支援できる場が少ないことが考えられます。

【方策】…障害者の自立した地域生活を支援するために、グループホーム等の居住の場を確保する等、施設入所者の地域生活への移行を促進していきます。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

区 分	目 標 (令和2年度)	令和元年度 実績と達成率	備 考
ア 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	設置	設置済 100%	—
イ 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）			
(ア) 65歳以上の長期入院患者数	821人	878人 93.1%	・目標は単年度の数値
(イ) 65歳未満の長期入院患者数	558人	576人 96.8%	
ウ 精神病床における早期退院率			
(ア) 入院後3か月時点の退院率	69%	61% 88.5%	・目標は単年度の数値
(イ) 入院後6か月時点の退院率	84%	83% 98.9%	
(ウ) 入院後1年時点の退院率	90%	92% 102.3%	

ア 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況
平成30年度中に設置を目指すこととし、同年度から設置しました。

イ 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
令和2年度の目標を、65歳以上821人、65歳未満558人と設定しました。これに対して、令和元年度の実績では、65歳以上878人、65歳未満576人となっており、達成率はそれぞれ93.1%、96.8%にとどまっています。

ウ 精神病床における早期退院率
令和2年度の目標を、「(ア)入院後3か月時点の退院率」については69%以上、「(イ)入院後6か月時点の退院率」については84%以上、「(ウ)入院後1年時点の退院率」については90%以上と設定しました。これに対して、令和元年度の実績では、入院後3か月時点の退院率は61%、6か月時点の退院率は83%にとどまっていますが、1年時点の退院率は92%で達成率は102.3%となっています。

＜実績等を踏まえた評価等＞

【評価】…入院後 1 年時点の退院率は目標を達成できていますが、入院後3か月時点、6か月時点の退院率については目標を達成できていないため、引き続き、早期・中期の退院後の支援を進める必要があります。

【課題】…1 年以上長期入院患者数は、平成 30 年度と令和元年度を比較すると、1,499 人から 1,454 人とわずかに減少したものの、目標を達成できていません。この要因としては、高齢化の影響により、認知症など病状が重い患者が増加し、入院が長期にわたるケースが多く、退院促進が難しい状況等が考えられます。

【方策】…1 年以上の長期入院患者数の減少や退院率の向上を図るため、居住の場の確保や当事者への退院後の支援や精神障害者に対する地域の理解の促進などを行うことと合わせ、精神疾病の治癒又は寛解状態が継続するよう受診を促す取組を行います。

③ 地域生活支援拠点等の整備に関する目標

区 分	目 標 (令和2年度)	令和元年度 実績と達成率	備 考
地域生活支援拠点等の整備 箇所数	4 か所	2 か所 50%	—

地域生活への移行等に係る相談や体験の機会・場の提供、緊急時の受入対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等の整備箇所数について、平成 30 年度から 6 年間で全区（8 か所）に整備することを目指して、令和2年度までの目標を、その半数の 4 か所と設定し、令和元年度までに、2 か所を整備しました。

＜実績等を踏まえた評価等＞

【評価】…令和元年度までに2か所を整備しています。

【方策】…令和2年度に2か所を整備しました。

④ 施設利用者の一般就労への移行等に関する目標

区 分	目 標 (令和2年度)	令和元年度 実績と達成率	備 考
ア 施設利用者のうち、年間に一般就労に移行する者の数	253 人 (1.15 倍)	247 人 97.7%	・基準時（平成 28 年度）の本市の実績は 220 人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
イ 就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率			
(ア) 就労移行支援事業の利用者数	320 人 (1.2 倍)	283 人 88.5%	・基準時（平成 28 年度末）の本市の実績は 266 人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
(イ) 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	事業所全体の 50%以上	70% (14/20 事業所)	・目標は単年度の数値 ・各事業所の届出情報から算出
ウ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率	80%以上	73.3% (82/112 人)	・目標は単年度の数値 ・カッコ内は対象者 112 人中の 1 年以上就労定着支援事業を利用した者の数

ア 施設利用者のうち、年間に一般就労に移行する者の数

令和2年度の目標を、基準時（平成 28 年度）の本市の一般就労移行者数 220 人の 1.15 倍にあたる 253 人と設定しました。これに対して、令和元年度の実績は 247 人とどまっています。

イ（ア） 就労移行支援事業の利用者数

令和2年度の目標を、基準時（平成 28 年度末）の本市の利用者数 266 人から 2 割増加に当たる 320 人と設定しました。これに対して、令和元年度の実績は 283 人とどまっています。

（イ） 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合

令和 2 年度の目標を、全体の就労移行支援事業所の数の 5 割以上とすることを設定しました。これに対して、令和元年度の実績は 70%（14/20 事業所）と、目標を上回っています。

ウ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率

令和 2 年度の目標を、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とするよう設定しました。これに対して、令和元年度の実績は 73.3% (82/112 人) と、目標を僅かに下回っています。

<実績等を踏まえた評価等>

【評価】…ア 施設利用者の一般就労への移行者数については、247 人 (97.7%) と目標をほぼ達成しています。

イ 就労移行支援事業所の利用者数については、基準時 (266 人) から増加しているものの、283 人 (88.5%) と目標を下回っています。就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合については、70%と目標 (50%以上) を上回っています。

ウ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率については、73.3% (82 人) と目標 (80% (90 人) 以上) を僅かに下回っています。

【課題】…就労移行支援事業の利用者を増やすためには、受入先である事業所の確保が課題であると考えられます。

【方策】…引き続き、事業者に対して、新規事業所の設置について働きかけるなど、目標達成に向けて取り組みます。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標

区 分	目 標 (令和2年度)	令和元年度 実績と達成率	備 考
ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実			
(ア) 児童発達支援センターの設置数	7 か所	7 か所 100%	・基準時（平成 28 年度末）の設置数は 7 か所
(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	構築	—
イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保			
(ア) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	6 か所	14 か所 233.4%	・基準時（平成 28 年度末）の設置数は 5 か所
(イ) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	5 か所	15 か所 300%	・基準時（平成 28 年度末）の設置数は 4 か所
ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置	—

ア（ア） 児童発達支援センターの設置数

国の基本指針では、令和2年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

本市においては既に設置済であることから、令和2年度の目標を、現状の設置数である7か所と設定しました。

（イ） 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針では、令和2年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

本市においては、現状において体制の構築が出来ていることから、令和2年度の目標を、「構築」としました。

イ（ア） 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数及び（イ） 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数

国の基本指針では、令和２年度末までに、各市町村に少なくとも１か所以上確保することを基本としています。

令和２年度までの目標として、今後も利用者の増加が見込まれることから、少なくとも、新たに１か所ずつの開設を目指すこととし、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数」を６か所、「主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数」を５か所と設定しました。これに対して、令和元年度の実績では、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数」は１４か所、「主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数」は１５か所と目標を上回っています。

ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、平成３０年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

本市においては、平成２９年１０月に、重症心身障害児者相談支援センターを開設（社会福祉法人への委託）し、その業務の一つとして、重症心身障害児者の関係機関の協議の場である「重症心身障害児者地域生活支援協議会」を開催しており、この協議会を、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場と位置付けています。

<実績等を踏まえた評価等>

【評価等】…国の基本指針に基づいて、数値目標を上回る実績となっています。今後、医療的ケア児の実態調査を行い、医療的ケア児に係る地域課題・個別課題を検証し、多職種と連携しながら課題解決に努めます。

(2) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の目標

目標については、国の基本指針で示された項目について、同指針やこれまでの実績等を踏まえ、以下のとおり設定します。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

区 分	目 標 (令和5年度)	備 考
ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数	23人 (2.5%)	・基準時（令和元年度末）における本市の施設入所者数は948人 ・目標は令和3年度からの累計
イ 施設入所者の削減数	設定しない	・カッコ内は基準時の施設入所者数に対する比率

ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

国の基本指針では、基準時（令和元年度末）の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、第5期計画で設定した目標値が令和2年度末に達成されないと見込まれる場合には、その未達成割合を加算することになっています。

本市においては、重度の入所者が多く、地域生活に移行できる者が極めて限られている実態があることから、直近3か年における地域移行者数の実績（23人）を目標として設定します。

イ 施設入所者の削減数

国の基本指針では、基準時（令和元年度末）からの累計の削減率1.6%以上を基本とし、上記と同様、未達成割合を加算することになっています。

本市においては、多くの入所待機者を含め、地域生活が困難な重度の障害者は、施設において適切な支援を行う必要があることから、一律の削減目標は設定しないこととします。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

区 分	目 標 (令和5年度)	備 考
ア 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)		
(ア) 65歳以上の長期入院患者数	816人	・目標は単年度の数値
(イ) 65歳未満の長期入院患者数	535人	
イ 精神病床における早期退院率		
(ア) 入院後3か月時点の退院率	69%	・目標は単年度の数値
(イ) 入院後6か月時点の退院率	86%	
(ウ) 入院後1年時点の退院率	92%	

ア 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)

国の基本指針では、国が定める推計式を用いて県の区域単位で設定することになっており、県が第6期障害福祉計画及び第7次保健医療計画において設定する目標値(65歳以上2,766人、65歳未満1,649人)を参考に推計(県の目標値を令和5年の県市の人口推計比で按分)すると、65歳以上は1,057人、65歳未満は751人となります。

しかし、既に本市の令和元年度実績(65歳以上878人、65歳未満576人)において上記推計による数値は達成していることから、これまでの実績を踏まえて、以下の算出方法により推計した65歳以上816人、65歳未満535人を目標として設定します。

【算出方法】

平成27年度実績(1,564人)から令和元年度実績(1,454人)の直近5か年の年次増減率の平均を求めると、1年間に平均1.78%ずつ減少しています。これを基に、令和元年度実績(1,454人)から1年間に1.78%ずつ減少すると推計すると、令和5年度は1,352人となります。

(これまでの実績及び今後の見込み)

長期入院患者数	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実績	人	1,564	1,520	1,546	1,499	1,454	1年間に1.78%ずつ減少するとして推計(※)			
見込み	人						1,428	1,402	1,377	1,352

令和5年度目標について、令和元年度実績1,454人の内訳(65歳以上878人(60.4%)、65歳未満576人(39.6%))で按分

65歳以上の長期入院患者数 $1,352人 \times 0.604 = 816人$ (※)

65歳未満の長期入院患者数 $1,352人 \times 0.396 = 535人$ (※)

※少数点以下切り捨て

イ 精神病床における早期退院率

国の基本指針では、「(ア)入院後3か月時点の退院率」については69%以上、「(イ)入院後6か月時点の退院率」については86%以上、「(ウ)入院後1年時点の退院率」については92%以上を基本としています。

本市においても、これまでの実績を踏まえ、国の基本指針どおり、それぞれ設定します。

【これまでの実績】

区 分	単位	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	過去5か年平均
入院後3か月	%	61.9	67.3	66.3	76.0	61.0	66.5
入院後6か月	%	88.0	84.3	88.1	87.0	83.0	86.1
入院後1年	%	92.9	88.6	91.6	91.0	92.0	91.3

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関する目標

区 分	目 標 (令和5年度)	備 考
ア 地域生活支援拠点等の整備箇所数	8か所	・基準時（令和元年度末）時点で2か所整備 ・目標は基準時（令和元年度末）からの累積
イ 運用状況の検証・検討 	実施	・障害者自立支援協議会において実施する

ア 地域生活支援拠点等の整備箇所数

国の基本指針では、地域生活への移行等に係る相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入対応、専門的な対応や地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は地域の複数の機関が分担して機能を担う面的な体制）について、各市町村又は各障害保健福祉圏域に、令和5年度末までに1か所以上を確保することを基本としています。

本市においては、令和元年度末までに2か所整備しており、令和5年度までに各区に1か所ずつ整備することを目指し、8か所を目標と設定します。

イ 運用状況の検証・検討

国の基本指針では、整備した地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証及び検討することを基本としており、本市においても、年1回以上実施することを目標に設定します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標

区 分	目 標 (令和5年度)	備 考
ア 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数	314 人 (1.27 倍)	・基準時（令和元年度）の本市の実績は 247 人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
（ア）就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数 ㊦	189 人 (1.3 倍)	・基準時（令和元年度）の本市の実績は 145 人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
（イ）就労継続支援 A 型事業利用者からの一般就労移行者数 ㊦	32 人 (1.26 倍)	・基準時（令和元年度）の本市の実績は 25 人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
（ウ）就労継続支援 B 型事業利用者からの一般就労移行者数 ㊦	45 人 (1.23 倍)	・基準時（令和元年度）の本市の実績は 36 人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
イ 就労定着支援事業の利用者数及び事業者ごとの就労定着率		
（ア）就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用 ㊦	220 人	・令和5年度における就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の目標は 314 人 ・目標は単年度の数値
（イ）就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上 ㊦	14 か所	・令和5年度末の就労定着支援事業所の見込み数は 20 か所 ・目標は単年度の数値

ア 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数
 国の基本指針では、令和5年度の目標値を、基準時（令和元年度）の実績の 1.27 倍以上とすることを基本としています。

過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和元年度実績 247 人の 1.27 倍となる 314 人を目標に設定します。

【計算式】

247 人×1.27=314 人（小数点以下切り上げ）

(ア) 就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数

国の基本指針では、令和５年度の目標値を、基準時（令和元年度）の実績の 1.3 倍以上とすることを基本としています。

過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和元年度実績 145 人の 1.3 倍となる 189 人を目標に設定します。

【計算式】

$$145 \text{ 人} \times 1.3 = 189 \text{ 人 (小数点以下切り上げ)}$$

(イ) 就労継続支援 A 型事業利用者からの一般就労移行者数

国の基本指針では、令和５年度の目標値を、基準時（令和元年度）の実績の 1.26 倍以上とすることを基本としています。

過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和元年度実績 25 人の 1.26 倍となる 32 人を目標に設定します。

【計算式】

$$25 \text{ 人} \times 1.26 = 32 \text{ 人 (小数点以下切り上げ)}$$

(ウ) 就労継続支援 B 型事業利用者からの一般就労移行者数

国の基本指針では、令和５年度の目標値を、基準時（令和元年度）の実績の 1.23 倍以上とすることを基本としています。

過去の実績を踏まえ、国の基本指針どおり、令和元年度実績 36 人の 1.23 倍となる 45 人を目標に設定します。

【計算式】

$$36 \text{ 人} \times 1.23 = 45 \text{ 人 (小数点以下切り上げ)}$$

イ (ア) 就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用
国の基本指針では、令和５年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本としています。

国の基本指針どおり、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数の令和５年度の目標 314 人の 7 割にあたる 220 人を目標に設定します。

【計算式】

$$314 \text{ 人} \times 0.7 = 220 \text{ 人 (小数点以下切り上げ)}$$

- (イ) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上
- 国の基本指針では、令和5年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上とすることを基本としています。
- 国の基本指針に基づき、就労定着支援事業所の令和5年度末における見込み数である20か所の7割にあたる14か所を目標として設定します。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標

区 分	目 標 (令和5年度)	備 考
ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実		
(ア) 児童発達支援センターの設置数	7か所	・基準時(令和元年度末)の設置数は7か所
(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	・基準時(令和元年度末)で体制が構築されている施設は8か所
イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		
(ア) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	20か所	・基準時(令和元年度末)の設置数は14か所
(イ) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	21か所	・基準時(令和元年度末)の設置数は15か所
ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置		
(ア) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	・基準時(令和元年度)で設置済み。
(イ) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 ⑧	配置	・基準時(令和元年度)で配置済み。

ア(ア) 児童発達支援センターの設置数

国の基本指針では、令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

本市においては既に設置済であることから、現状の設置数である7か所と設定します。

(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の基本指針では、令和 5 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

本市においては、現状において体制の構築が出来ていることから、「構築」とします。

イ(ア) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数及び(イ) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数

国の基本指針では、令和 5 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本としています。

今後も利用者の増加が見込まれることから、令和 5 年度までの目標として、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数」を 20 か所、「主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数」を 21 か所と設定します。

ウ(ア) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針では、令和 5 年度末までに、各市町村等において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

本市においては、現状において協議の場の設置が出来ていることから、「設置」とします。

(イ) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

国の基本指針では、令和 5 年度末までに、各市町村等において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

本市においては、現状において配置が出来ていることから、「配置」とします。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標

区 分	目 標 (令和 5 年度)	備 考
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保 ㊦	確保	・目標の「確保」の判断は、P30 の「(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組」を実施する体制が確保されていることによる

国の基本指針では、令和 5 年度末までに各市町村等において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

具体的には、障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組を実施する体制の確保により判断します。

本市においては、実施する体制が確保されているため、「確保」とします。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標

区 分	目 標 (令和 5 年度)	備 考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ㊦	構築	・目標の「構築」の判断は、P31 の「(9) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」を実施する体制が構築されていることによる

国の基本指針では、令和 5 年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

具体的には、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町との共有ができる体制の構築により判断します。

本市においては、国の基本指針どおり、令和 5 年度末までに体制を構築することを目標として設定します。

3 障害福祉サービス等の量の見込み

国の基本指針においてサービスの種類ごとに定められている見込み方（「現に利用している者の数」や「障害者等のニーズ」等の要素を勘案して定めるなど）を踏まえるとともに、障害別に過去の実績（伸び等）を踏まえて利用者数を見込み、これに一人当たりの平均利用量の実績を乗じて、今後のサービス量を見込みます（措置による利用は除く。）。

そのほか、サービスによっては、国の制度改正や特別支援学校卒業生数の増加傾向等も勘案して見込みます。

「※」については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新たな計画期間のサービス量の見込みの算出にあたり、特に影響を受けた月のサービス量等を補正しています。

(1) 訪問系サービス

① 現状と今後の方向性

居宅介護等の「訪問系サービス」については、事業者に対する情報提供等を行い、事業者の参入を促進し、サービス量の確保に努めており、居宅介護と重度訪問介護はサービス利用量が伸びています。行動援護及び重度障害者等包括支援については事業者の参入が進んでいないこともあり、現状ではほとんど利用実績がなく、代わりに、移動支援や重度訪問介護等が利用されている現状にあります。

引き続き、事業者に対して適切な指導や情報提供等を行い、サービス量の確保と質の向上に努めます。

また、相談支援や支給決定手続きの過程における十分なケアマネジメント実施体制を確立し、ニーズに対応できるサービスの適切な提供ときめ細かい支援に努めます。

② 第5期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

ア 居宅介護 ※

障害者（障害支援区分1以上）等の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【時間/月】	43,526	44,292	46,098	47,390	48,843	50,333
利用者数	【人/月】	1,946	1,987	2,050	2,122	2,192	2,264

※令和2年度分は見込み

イ 重度訪問介護 ※

重度の肢体不自由者、知的・精神障害者（障害支援区分4以上）の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施するほか、外出時における移動介護を実施

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【時間/月】	67,298	66,075	75,377	77,409	81,944	86,905
利用者数	【人/月】	156	167	180	186	197	209

※令和2年度分は見込み

ウ 同行援護 ※

〔 視覚障害のため、移動が著しく困難な障害者等の外出時に同行し、代筆・代読などにより必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【時間/月】	2,337	1,978	2,265	3,060	3,348	3,636
利用者数	【人/月】	100	92	99	128	140	152

※令和2年度分は見込み

エ 行動援護 ※

〔 行動が著しく困難な知的・精神障害者（障害支援区分3以上）等の行動援護、外出時の移動介護等を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【時間/月】	740	938	938	1,136	1,300	1,464
利用者数	【人/月】	31	31	37	49	56	63

※令和2年度分は見込み

オ 重度障害者等包括支援

〔 常時介護を要する重度障害者（障害支援区分6）等に、居宅介護その他のサービスを包括的に提供 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【時間/月】	0	0	0	0	0	0
利用者数	【人/月】	0	0	0	0	0	0

※令和2年度分は見込み

(2) 日中活動系サービス

① 現状と今後の方向性

生活介護や就労移行支援等の「日中活動系サービス」については、事業所開設に当たっての助成や市が保有する未利用地の貸付等を行い、サービスの提供に必要な基盤整備を促進するなど、サービス量の確保に努めてきました。

日中における介護、一般就労等に向けた訓練や福祉的就労の場を提供する日中活動系サービスは、障害者の自立を支援するために欠かせないサービスであるため、引き続き、事業所開設に当たっての助成や市が保有する未利用地の貸付等を行い、サービスの提供に必要な基盤整備の促進に努めます。また、サービスの質の向上に向け、指導等を実施します。

② 第5期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

ア 生活介護

〔 障害者（障害支援区分3以上：50歳以上の場合は2以上）に、入浴、排せつ、食事等の介護を実施するとともに、創作的活動等の機会を提供 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【人・日/月】	38,502	39,451	41,395	42,387	43,611	44,960
利用者数	【人/月】	1,951	1,967	2,028	2,084	2,148	2,220

※令和2年度分は見込み

イ 自立訓練（機能訓練） ※

〔 障害者への身体機能の回復等に必要なりハビリテーション等を実施（期間は18か月を標準とする） 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【人・日/月】	446	398	418	432	432	432
利用者数	【人/月】	34	32	34	35	35	35

※令和2年度分は見込み

ウ 自立訓練（生活訓練） ※

〔 障害者が自立した日常生活を営むために必要な訓練等を実施（期間は24か月（長期間入院・入所していた場合は36か月）を標準とする） 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【人・日/月】	2,959	3,102	3,684	3,882	4,260	4,638
利用者数	【人/月】	229	271	297	312	343	374

※令和2年度分は見込み

エ 就労移行支援

〔 一般企業等への就労が可能と見込まれる障害者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を実施（期間は24か月を標準とする） 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【人・日/月】	4,215	4,797	4,918	5,106	5,309	5,528
利用者数	【人/月】	282	283	320	335	351	368

※令和2年度分は見込み

オ 就労継続支援（A型：雇用契約あり）

一般企業等への就労が困難な障害者（雇用契約に基づく就労が可能な障害者）に、生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【人・日/月】	13,008	12,898	13,424	13,644	13,884	14,124
利用者数	【人/月】	656	652	672	683	695	707

※令和2年度分は見込み

カ 就労継続支援（B型：雇用契約なし） ※

一般企業等への就労が困難な障害者に、生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【人・日/月】	34,219	37,184	39,771	43,645	47,049	50,565
利用者数	【人/月】	2,100	2,213	2,396	2,632	2,841	3,056

※令和2年度分は見込み

キ 就労定着支援 ※

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者を対象に、相談等を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	【人/月】	99	112	120	206	233	260

※令和2年度分は見込み

ク 療養介護 ※

病院等において、医療と常時介護を要する障害者（障害支援区分5以上又は6）への医療的ケアや介護等を実施

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	246	250	252	257	260	263

※令和2年度分は見込み

ケ 短期入所

(ア) 福祉型

障害者（障害支援区分1以上）等を対象に、介護者が病気等の場合において、短期間の入所による介護等を実施

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【人・日/月】	4,695	4,604	4,847	4,889	4,931	4,973
利用者数	【人/月】	628	597	618	625	632	639

※令和2年度分は見込み

(イ) 医療型

医療的ケアが必要な重度心身障害者等を対象に、介護者が病気等の場合において、短期間の入所による介護や医療的ケア等を実施

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【人・日/月】	355	338	396	396	396	396
利用者数	【人/月】	70	55	66	66	66	66

※令和2年度分は見込み

(3) 居住系サービス

① 現状と今後の方向性

共同生活援助（グループホーム）については、開設に当たっての助成や市が保有する未利用地の貸付等を行い、サービスの提供に必要な基盤整備を促進するなど、サービス量の確保に努めてきており、おおむね見込みどおりに推移しています。

共同生活援助（グループホーム）は地域生活のための重要な基盤であり、施設や病院から地域への移行後の生活の場となることから、引き続き、開設に当たっての助成や市が保有する未利用地の貸付等をはじめ、開設・運営に対する支援を実施し、より一層の整備促進を図ります。

また、施設入所支援については、利用者の状況等を踏まえ、地域への移行を進めつつ、真に必要なサービスの適切な実施を図ります。

② 第5期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

ア 自立生活援助 ※

障害者支援施設やグループホーム等を利用していただ障害者で単身生活をしようとする者などを対象に、定期的に居宅を訪問するなどして、家事、体調などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を実施

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	【人/月】	18	18	18	20	20	20

※令和2年度分は見込み

イ 共同生活援助（グループホーム） ※

障害者（65歳以上の身体障害者は、65歳となる前に障害福祉サービスを利用していた者に限る。）が共同生活を行う住居において、日常生活上の援助等を実施

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	502	523	588	661	743	836

※令和2年度分は見込み

ウ 施設入所支援 ※

施設に入所する障害者（生活介護のサービスを利用する者のうち、障害支援区分4以上（50歳以上の場合3以上）の者等）に対し、主として夜間の入浴、排せつ、食事の介護等を実施

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	950	948	948	948	948	948

※令和2年度分は見込み

エ 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討

⑧

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの柱を主な機能とした居住支援のための場所や体制の運用状況の検証及び検討を実施

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	【回/年】				1	1	1

※新規項目

(4) 相談支援

① 現状と今後の方向性

「相談支援」のうち計画相談支援については、障害福祉サービス等の利用者がサービス等利用計画を作成できるよう、相談支援体制の強化に取り組んできました。引き続き、基幹相談支援センター等による相談支援事業者への支援の充実などにより、相談支援体制の強化に取り組むとともに、セルフプラン作成者が一定数いることも考慮しながら、利用促進に努めます。

また、地域移行支援及び地域定着支援については、実績が見込みを下回っていますが、地域移行支援の利用者が、引き続いて地域定着支援を利用することを考慮して、提供体制の強化に努めます。

② 第5期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

ア 計画相談支援

〔 障害者の心身の状況や環境を勘案したサービス等利用計画の作成や、作成した計画の検証・見直しを実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	1,437	2,003	2,401	2,799	3,197	3,595

※令和2年度分は見込み

イ 地域移行支援

〔 障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している障害者等に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	0	0	2	2	2	2

※令和2年度分は見込み

ウ 地域定着支援

〔 一人暮らしの障害者等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	1	0	0	1	1	1

※令和2年度分は見込み

(5) 障害児支援

① 現状と今後の方向性

「障害児支援」のうち障害児通所支援は、平成24年4月の児童福祉法改正により開始されたサービスで、このうち児童発達支援と放課後等デイサービスについては、事業者参入が進み、利用者数及びサービス利用量ともに急速に増加している状況にあります。また、保育所等訪問支援については、こども療育センター等に専門スタッフを配置し、平成27年度からサービスを開始しています。サービス開始以降、その利用者数は年々増加しています。

障害児入所支援については、平成24年4月の児童福祉法改正により、重度・重複障害等への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援を充実することを目的に、サービス体系が再編されたもので、利用者数はほぼ横ばいとなっています。

障害児相談支援については、対象となる障害児通所支援の利用者数の増加に伴い、利用者数が伸びています。

このように、サービス利用量が急速に増加している事業があることから、引き続きサービスの質の確保と提供体制の強化に取り組みます。

また、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加等を推進する必要があります。このため、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを満たせる量の見込みを示したうえで、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育園や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受け入れの体制の確保に努めます。

② 第5期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

ア 障害児通所支援

(ア) 児童発達支援 ※

〔 未就学の障害児に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【人・日/月】	7,104	7,240	8,046	10,062	11,142	12,339
利用者数	【人/月】	805	819	894	1,118	1,238	1,371

※令和2年度分は見込み

(イ) 医療型児童発達支援 ※

〔 肢体不自由があり、機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等及び治療を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【人・日/月】	528	244	477	550	550	550
利用者数	【人/月】	51	51	53	55	55	55

※令和2年度分は見込み

(ウ) 放課後等デイサービス ※

〔 就学中の障害児に対して、授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【人・日/月】	38,097	38,287	42,471	46,596	51,600	57,144
利用者数	【人/月】	3,068	3,080	3,267	3,883	4,300	4,762

※令和2年度分は見込み

(工) 保育所等訪問支援 ※

〔 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【人・日/月】	69	70	78	94	108	122
利用者数	【人/月】	64	65	78	94	108	122

※令和2年度分は見込み

(オ) 居宅訪問型児童発達支援

〔 重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な支援を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量	【人・日/月】	0	0	0	16	16	16
利用者数	【人/月】	0	0	0	2	2	2

※令和2年度分は見込み

イ 障害児入所支援

(ア) 福祉型障害児入所施設 ※

〔 障害児入所施設に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	19	21	21	21	21	21

※令和2年度分は見込み

(イ) 医療型障害児入所施設

〔 障害児入所施設又は指定医療機関に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	37	34	35	35	35	35

※令和2年度分は見込み

ウ 障害児相談支援 ※

〔 障害児の心身の状況や環境を勘案した障害児支援利用計画の作成や、作成した計画の検証・見直しを実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス量（利用者数）	【人/月】	294	327	380	558	642	726

※令和2年度分は見込み

エ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

〔 医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整する相談支援専門員等をコーディネーターとして配置 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	【人/年】	14	26	39	47	55	63

※令和2年度分は見込み

オ 子ども・子育て支援

⑨

(ア) 保育園・認定こども園

⑨

(保育園)

乳幼児の保護者が働いていたり、病気にかかったりしているため、昼間乳幼児の保育をすることができないとき、保護者に代わって保育を実施

(認定こども園)

幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持った施設で、教育と保育を一体的に実施

※カッコ内の数値は、県の集計による私立認定こども園の見込量であり、内数

※県集計については、令和元年度実績及び令和2年度見込みを踏まえ、今後の見込量を算出

区分	【単位】	利用ニーズを踏まえた 必要な見込量	新たな計画期間の見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	【人/年】	465 (151)	440 (151)	452 (151)	465 (151)

※新規項目

(イ) 幼稚園

⑨

3歳以上の幼児を対象として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的に実施

※カッコ内の数値は、県の集計による私立幼稚園の見込量であり、内数

※県集計については、令和元年度実績及び令和2年度見込みを踏まえ、今後の見込量を算出

区分	【単位】	利用ニーズを踏まえた 必要な見込量	新たな計画期間の見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	【人/年】	533 (467)	533 (467)	533 (467)	533 (467)

※新規項目

(ウ) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

⑨

放課後や長期休業中に、就労等により保護者が家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的に実施

区分	【単位】	利用ニーズを踏まえた 必要な見込量	新たな計画期間の見込み		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	【人/年】	1,741	1,526	1,630	1,741

※新規項目

(6) 発達障害者等に対する支援

① 現状と今後の方向性

発達障害者等に対する支援については、発達障害者支援センターにおいて、発達障害者等からの相談に応じ適切な助言等を行うとともに、関係機関との連携強化や各種研修の実施により、発達障害者等に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進してきました。発達障害者支援センターによる相談支援の件数は、開設当初から一貫して増加傾向にありましたが、近年は横ばい傾向にあります。

発達障害者等がライフステージを通じて、きめ細かな支援を地域の身近な場所で受けられるよう、引き続き、発達障害者支援地域協議会の開催や事業所等支援、医療機関との連携及び困難ケースへの対応等により地域支援の機能強化に努めます。

② 第5期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

ア 発達障害者支援地域協議会の開催

発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う行政機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	【回/年】	2	1	2	2	2	2

※令和2年度分は見込み

イ 発達障害者支援センターによる相談支援

発達障害の早期発見、早期の発達支援に資するよう、発達障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に相談に応じ、情報の提供、助言を実施

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	【件/年】	124	151	138	138	138	138

※令和2年度分は見込み

ウ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言

事業所等が困難ケースを含めた支援を的確に実施できるように助言、指導等を実施

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助言件数	【件/年】	15	9	12	12	12	12

※令和2年度分は見込み

エ 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発

医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し、発達障害についての情報の提供及び研修を実施

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
研修、啓発件数	【件/年】	68	78	72	72	72	72

※令和2年度分は見込み

オ パARENTトレーニングやPARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数 (新)

〔 保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障害者等及びその家族等に対する支援プログラムを実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	【人/年】				160	160	160

※新規項目

カ PARENTメンターの人数 (新)

〔 発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して情報提供等を行うPARENTメンターを養成 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人数	【人/年】				34	39	44

※新規項目

キ ピアサポート活動への参加人数 (新)

〔 同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士等の集まる場の提供や、集まる場を提供する際の子どもの一時預かり等の実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	【人/年】				259	259	259

※新規項目

(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 現状と今後の方向性

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」の構築を目指す必要があります。

そのため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を開催し、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業所等との重層的な連携による支援体制を構築するとともに、地域生活のために必要なサービスの利用促進に努めます。

② 新たな計画期間の見込み

国の基本指針に基づき、新たな計画から見込みます。

ア 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 (新)

〔保健、医療及び福祉関係者による重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の開催〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	【回/年】				1	1	1

※新規項目

イ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 (新)

〔保健、医療及び福祉関係者による重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場への参加〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数	【人/年】				11	11	11

※新規項目

ウ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標の設定及び評価の実施回数 (新)

〔保健、医療及び福祉関係者による重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の開催〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	【回/年】				1	1	1

※新規項目

エ 精神障害者の地域移行支援 (新)

〔障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者への地域生活に移行する際の相談や支援等の援助〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移行者数	【人/月】				1	1	1

※新規項目

才 精神障害者の地域定着支援

⑧

精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう関係機関との連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活を継続するための支援

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	【人/月】				1	1	1

※新規項目

力 精神障害者の共同生活援助

⑧

精神障害者に対する、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	【人/月】				16	18	20

※新規項目

キ 精神障害者の自立生活援助

⑧

障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	【人/月】				5	6	7

※新規項目

(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組

① 現状と今後の方向性

本市においては、基幹相談支援センターを各区に設置し、地域における相談支援の中核的な役割を担う存在として、障害当事者等からの相談のみならず、各区における相談支援事業者への指導・助言等を行っています。

障害者差別解消推進条例の施行など、地域共生社会の実現に向け、機運が高まっているところであり、今後相談のニーズの増加、その内容の多岐化が見込まれます。

引き続き、現在の相談支援体制を維持し、相談支援を実施していきます。

② 新たな計画期間の見込み

国の基本指針に基づき、新たな計画から見込みます。

ア 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施 (新)

障害のある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う。障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施。

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	—				有	有	有

※新規項目

イ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 (新)

障害のある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う。地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を実施。

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	【件/年】				972	972	972

※新規項目

ウ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 (新)

障害のある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う。地域の相談支援事業者の人材育成の支援。

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援件数	【件/年】				83	83	83

※新規項目

エ 地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数 (新)

障害のある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う。地域の相談機関との連携強化の取組を実施。

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	【回/年】				81	81	81

※新規項目

(9) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

① 現状と今後の方向性

障害福祉サービス等が多様化し、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であることから、本市職員の研修への参加や、関係自治体等との情報共有を通じて、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

② 新たな計画期間の見込み

国の基本指針に基づき、新たな計画から見込みます。

ア 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 (新)

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	【人/年】				40	40	40

※新規項目

イ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 (新)

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析及びその結果を活用した事業所や関係自治体等と共有する体制の整備

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
体制の有無	—				有	有	有
実施回数	【回/年】				1	1	1

※新規項目

ウ 指導監査結果の関係自治体との共有 (新)

都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を共有する体制の整備

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
体制の有無	—				有	有	有
共有回数	【回/年】				1	1	1

※新規項目

(10) 地域生活支援事業

① 現状と今後の方向性

「地域生活支援事業」については、事業者に対する情報提供等を行い、事業者の参入を促進するなど、サービス量の確保に努めてきました。障害者自立支援法施行前から継続的に実施している事業が多く、概ね見込みどおりに推移しています。

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて、障害者の地域生活を支援するために多岐にわたって実施する事業であり、引き続き、適切な量の確保に努めます。

② 第5期計画期間の実績及び新たな計画期間の見込み

ア 理解促進研修・啓発事業

〔 地域社会の住民に対して、障害者等に対する理解を深めるための研修や啓発事業を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	—	有	有	有	有	有	有

イ 自発的活動支援事業

〔 障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	—	有	有	有	有	有	有

ウ 相談支援事業

(ア) 障害者相談支援事業

〔 福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助等を総合的に実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	【か所】	16	16	16	16	16	16

※令和2年度分は見込み

(基幹相談支援センターの設置)

〔 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援体制を強化する取組等を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置の有無	—	有	有	有	有	有	有

(イ) 市町村相談支援機能強化事業

〔 相談支援事業の機能を強化するため、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	—	有	有	有	有	有	有

(ウ) 住宅入居等支援事業

〔 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	—	無	無	有	有	有	有

工 成年後見制度利用支援事業

〔 身寄りのない障害者のための市長申立や制度利用に係る助成を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	【人/年】	35	50	50	50	50	50

※令和2年度分は見込み

オ 成年後見制度法人後見支援事業

〔 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制等の整備 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	—	有	有	有	有	有	有

カ 意思疎通支援事業

(ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

〔 手話通訳者・要約筆記者の派遣等により、円滑な意思疎通の支援を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用件数	【件/月】	205	219	236	254	273	294

※令和2年度分は見込み

(イ) 手話通訳者設置事業

〔 障害福祉課、区福祉課、身体障害者更生相談所に手話相談員として手話通訳者を配置 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話相談員数	【人】	11	11	11	11	11	11

※令和2年度分は見込み

キ 日常生活用具給付等事業

〔 重度障害者等に対し、日常生活の便宜を図るための用具の給付等 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用件数	介護・訓練支援用具	【件/年】	102	100	95	95	95
	自立生活支援用具	【件/年】	188	242	217	217	217
	在宅療育等支援用具	【件/年】	213	215	198	198	198
	情報・意思疎通支援用具	【件/年】	441	454	393	393	393
	排泄管理支援用具	【件/年】	21,836	25,030	27,602	30,174	32,746
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	【件/年】	25	25	27	27	27

※令和2年度分は見込み

ク 手話奉仕員養成研修事業

〔 手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術等を習得した手話奉仕員を養成 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成研修修了者数	【人/年】	65	69	75	82	89	97

※令和2年度分は見込み

ケ 移動支援事業 ※

〔 障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	【人/月】	2,222	1,787	2,094	2,239	2,239	2,239
利用時間数	【時間/月】	43,111	34,275	41,880	42,541	42,541	42,541

※令和2年度分は見込み

コ 地域活動支援センター

〔 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの運営を支援 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数（市内）	【か所】	34	32	33	33	33	33
実利用者数（市内）	【人/月】	885	850	873	873	874	875
実施箇所数（市外）	【か所】	3	3	3	3	3	3
実利用者数（市外）※	【人/月】	37	30	34	35	35	35

※令和2年度分は見込み

（市外の内訳：海田町2か所、廿日市市、坂町）

サ 発達障害者支援センター運営事業

〔 発達障害者に対する総合的な支援を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	【か所】	1	1	1	1	1	1
実利用者数	【人/年】	922	876	920	920	920	920

※令和2年度分は見込み

シ 障害児等療育支援事業

〔 在宅の障害児(者)の生活を支えるため、訪問による療育指導等を提供 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	【か所】	5	5	5	5	5	5

※令和2年度分は見込み

ス 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

(ア) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

〔 手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成 〕

※当該事業の数値については、登録者数を記載していたが、令和2年度からは県と整合を取り、養成研修修了者数を記載
※令和元年度までは養成研修修了者数及び登録者数を併記し、令和2年度以降は上記方法により表記

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成研修修了者数 (登録者数)	【人/年】	31 (12)	45 (17)	37	37	37	37

※令和2年度分は見込み

(イ) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

〔 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成研修修了者数	【人/年】	8	0	8	8	8	8

※令和2年度分は見込み

(ウ) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

新

〔 失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者を養成 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養成研修修了者数	【人/年】				15	15	15

※新規項目

セ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

(ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

〔 手話通訳者又は要約筆記者の市域外への広域的な派遣を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用件数	【件/月】	1	1	3	3	3	3

※令和2年度分は見込み

(イ) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

〔 コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣 〕

※当該事業の数値については、【件/月】で記載していたが、令和2年度からは県と整合を取り、【件/年】で記載
※令和元年度までは【件/年】及び【件/月】を併記し、令和2年度以降は上記方法により表記

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用件数 (実利用件数の【件/月】)	【件/年】	899 (75)	859 (72)	1,004	1,004	1,004	1,004

※令和2年度分は見込み

(ウ) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

(新)

〔 コミュニケーション及び移動等の支援を行う失語症者向け意思疎通支援者を派遣 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用件数	【件/年】				115	129	136

※新規項目

ソ 広域的な支援事業

(ア) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

a 地域生活支援広域調整会議等事業

〔 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神障害者に対する地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援及びアウトリーチ（多職種による訪問支援）等の施策を推進 〕

※P28の3（7）②アの地域包括ケアシステムにおける『保健、医療及び福祉関係者による協議の場』に移行

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議会の開催数	【回/年】	1	2	1			

※令和2年度分は見込み

b 地域移行・地域生活支援事業

〔 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ピアサポート従事者数	【人/年】	0	0	4	4	4	4

※令和2年度分は見込み

(イ) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

〔 発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う行政機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議会の開催数	【回/年】	2	1	2	2	2	2

※令和2年度分は見込み

タ その他の事業（任意事業）

（ア）福祉ホーム

〔 低額な料金での居室の利用と日常生活に必要な便宜の供与を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	【か所】	2	2	2	2	2	2
利用者数	【人/月】	18	18	18	18	18	18

※令和2年度分は見込み

（イ）訪問入浴サービス

〔 入浴が困難な在宅の障害者の居宅を訪問し入浴サービスを提供 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	【か所】	9	9	9	9	9	9
利用者数	【人/年】	3,988	4,184	4,328	4,477	4,631	4,791

※令和2年度分は見込み

（ウ）更生訓練費給付事業

〔 就労移行支援、自立訓練利用者等に対し、訓練を効果的に受けることができるよう訓練経費等を支給 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	【人/年】	764	812	875	942	1,015	1,093

※令和2年度分は見込み

（エ）就職支度金給付事業

〔 施設等における訓練の後、就職等により自立することとなった障害者に支度金を支給 〕

※平成30年度で事業廃止、令和2年度までは経過措置

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	【人/年】	106	91	93			

※令和2年度分は見込み

（オ）生活支援事業（中途失明者歩行訓練、知的障害者生活自立訓練）

〔 自立した生活に必要な訓練・指導等を実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	【か所】	2	2	2	2	2	2
利用者数	【人/年】	27	36	36	36	36	36

※令和2年度分は見込み

（カ）生活支援事業（視覚障害者向け情報提供支援、ボランティア活動支援）

〔 障害者団体等による社会復帰に関する活動に対する情報提供等、ボランティア活動への支援の実施 〕

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	【か所】	1	1	1	1	1	1

※令和2年度分は見込み

(キ) 日中一時支援事業 ※

〔 障害者等の日中における活動の場の確保（介護者の一時的な休息等）

（日中一時支援事業）⇒指定短期入所事業所等で、障害者と障害児の一時預かりを実施

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	【か所】	21	25	25	25	25	25
利用者数	【人/月】	159	144	150	187	199	211

※令和2年度分は見込み

（特別支援学校放課後等対策事業・障害児いきいき活動事業）

⇒特別支援学校において、放課後・長期休暇中等に学校内での預かりを実施

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	【か所】	4	4	4	4	4	4
利用者数	【人/日】	22	21	24	24	24	24

※令和2年度分は見込み

(ク) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	【か所】	16	16	16	16	16	16
利用者数	【人/年】	2,042	1,811	1,978	1,978	1,978	1,978

※令和2年度分は見込み

(ケ) 芸術・文化講座開催等事業

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	【か所】	11	11	11	11	11	11
利用者数	【人/年】	4,565	3,565	4,324	4,324	4,324	4,324

※令和2年度分は見込み

(コ) 点字・声の広報等発行事業

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	【か所】	2	2	2	2	2	2
利用者数	【人/年】	482	466	483	483	483	483

※令和2年度分は見込み

(サ) 自動車運転免許取得費助成事業

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	【件/年】	39	36	38	38	38	38

※令和2年度分は見込み

(シ) 自動車改造費助成事業

区分	【単位】	第5期計画期間の実績			新たな計画期間の見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	【件/年】	44	35	41	41	41	41

※令和2年度分は見込み

(参考 1) 国の基本指針^(※)の概要

(※) 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(平成 18 年 12 月 27 日付け厚生労働省告示第 395 号)(最終改正: 令和 2 年厚生労働省告示第 213 号)
なお、このほかに、「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」(平成 21 年 1 月 8 日付け障企自発第 0108001 号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)(最新一部改正: 令和 2 年 7 月 22 日付け障企自発 0722 第 1 号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)があります。

(1) 目標の設定

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項について、目標(成果目標)を設定する。

また、これらの成果目標を達成するため、活動指標(障害福祉サービス等の見込量)を計画に見込むことが適当である。

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

施設入所者のうち、令和 5 年度末における地域生活に移行する者の数

- 令和元年度末時点の施設入所者数のうち 6%以上が地域生活へ移行すること(注1)を基本とする。

令和 5 年度末における施設入所者の削減数

- 令和 5 年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減すること(注1)を基本とする。

注1: 目標設定に当たり、令和 2 年度末において、障害福祉計画に定めた令和 2 年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和 5 年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上の目標値とする。

イ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

精神病床における 1 年以上長期入院患者数(65 歳以上、65 歳未満)

- 令和 5 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数(注2)及び令和 5 年度末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数(注2)を、目標値として設定する。

精神病床における早期退院率(入院後 3 か月時点、入院後 6 か月時点、入院後 1 年時点)

- 令和 5 年度末における入院後 3 か月時点の退院率を 69%以上とすること
 - 令和 5 年度末における入院後 6 か月時点の退院率を 86%以上とすること
 - 令和 5 年度末における入院後 1 年時点の退院率を 92%以上とすること
- を基本とする。

注2: 国が提示する推計式を用いて設定

ウ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実にに関する目標

- 令和 5 年度末までに各市町村又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保し

つつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

エ 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標

福祉施設利用者のうち、令和5年度中に一般就労（注3）に移行する者の数

- ・ 令和元年度の実績の1.27倍以上とすること
 - ・ 就労移行支援事業における令和元年度の実績の1.30倍以上とすること
 - ・ 就労継続支援A型事業における令和元年度の実績の1.26倍以上とすること
 - ・ 就労継続支援B型事業における令和元年度の実績の1.23倍以上とすること
- を基本とする。

就労移行支援事業所等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用

- ・ 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上

- ・ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

注3：企業等への就職、在宅就労、自営（起業）

オ 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- ・ 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置すること（注4）
 - ・ 令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること
- を基本とする。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- ・ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。（注5）

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

- ・ 令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。（注6）

注4：市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

注5：市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

注6：市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

カ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標

- 各市町村又は各圏域において、P48「ク 相談支援体制の充実・強化のための取組」に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

キ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標

- 令和5年度末までに、P48「ケ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

(2) 活動指標（障害福祉サービス等の量の見込み）

障害福祉サービス等の種類ごとに以下の表を参考にしつつ、現在の利用実績等に関する分析や障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案し、また、地域の実情を踏まえて、令和3年度から令和5年度までの各年度について見込む。

ア 「訪問系サービス」 （居宅を訪問し介護等を行う）

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
居宅介護	障害者（障害支援区分1以上）等の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的・精神障害者（障害支援区分4以上）の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助等を実施するほか、外出時における移動介護を実施	
同行援護	視覚障害のため、移動が著しく困難な障害者等の外出時に同行し、代筆・代読などにより必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を実施	
行動援護	行動が著しく困難な知的・精神障害者（障害支援区分3以上）等の行動援護、外出時の移動介護等を実施	
重度障害者等包括支援	常時介護を要する重度障害者（障害支援区分6）等に、居宅介護その他のサービスを包括的に提供	

イ 「日中活動系サービス」 (施設等で日中の介護や訓練等を行う)

種類	サービスの概要	基本指針 (別表第一)
生活介護	障害者 (障害支援区分3以上:50歳以上の場合は2以上) に、入浴、排せつ、食事等の介護を実施するとともに、創作的活動等の機会を提供	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練 (機能訓練)	障害者への身体機能の回復等に必要なリハビリテーション等を実施 (期間は18か月を標準とする。)	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
自立訓練 (生活訓練)	障害者が日常生活を営むために必要な訓練等を実施 (期間は24か月 (長期間入院・入所していた場合は36か月) を標準とする。)	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立訓練 (生活訓練) の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労移行支援	一般企業等への就労が可能と見込まれる障害者に、訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための相談支援等を実施 (期間は24か月を標準とする。)	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。
就労継続支援 (A型:雇用契約あり)	一般企業等への就労が困難な障害者 (雇用契約に基づく就労が可能な障害者) に、生産活動の機会等を提供するとともに、訓練等を実施	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に就労継続支援 (A型) の利用が見込まれる者の数、就労継続支援 (A型) の利用者の一般就労への移行者数、平均的な一人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

就労継続支援 (B型：雇用契 約なし)	一般企業等への就労が困難な障害者に、生 産活動の機会等を提供するとともに、訓練 等を実施	現に利用している者の数、障害者等 のニーズ、施設入所者の地域生活へ の移行者数、入院中の精神障害者の うち地域生活への移行後に就労継 続支援（B型）の利用が見込まれる 者の数、就労継続支援（B型）の利 用者の一般就労への移行者数、平均 的な一人当たり利用量等を勘案し て、利用者数及び量の見込みを設定 する。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ 移行した障害者で、就労に伴う環境変化に より生活面の課題が生じている者を対象 に、相談等を通じて生活面の課題を把握す るとともに、企業や関係機関等との連絡調 整やそれに伴う課題解決に向けて必要と なる支援を実施	障害者等のニーズ、福祉施設の利用 者の一般就労への移行者数等を勘 案して、利用者数の見込みを設定す る。
療養介護	病院等において、医療と常時介護を要する 障害者（障害支援区分5以上又は6）への 医療的ケアや介護等を実施	現に利用している者の数、障害者等 のニーズ等を勘案して、利用者数の 見込みを設定する。
短期入所 (福祉型、 医療型)	障害者（障害支援区分1以上、医療型の場 合は医療的ケアが必要な重度心身障害者） 等を対象に、介護者が病気等の場合におい て、短期間の入所による介護等を実施	現に利用している者の数、障害者等 のニーズ、施設入所者の地域生活へ の移行者数、入院中の精神障害者の うち地域生活への移行後に短期入 所の利用が見込まれる者の数、平均 的な一人当たり利用量等を勘案し て、利用者数及び量の見込みを設定 する。

ウ 居住系サービス

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用 していた障害者で単身生活をしようと する者などを対象に、定期的に居宅を訪問 するなどして、家事、体調などについて確 認を行い、必要な助言や医療機関等との連 絡調整を実施	現に利用している者の数、同居して いる家族による支援を受けられな い障害者の数、施設入所者の地域生 活への移行者数、入院中の精神障害 者のうち地域生活への移行後に自 立生活援助の利用が見込まれる者 の数等を勘案して、利用者数の 見込みを設定する。

共同生活援助 (グループホーム)	障害者(65歳以上の身体障害者は、65歳となる前に障害福祉サービスを利用していた者に限る。)が共同生活を行う住居において、日常生活上の援助等を実施	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
施設入所支援	施設に入所する障害者(生活介護のサービスを利用する者のうち、障害支援区分4以上(50歳以上の場合、3以上)の者等)に対し、主として夜間の入浴、排せつ、食事の介護等を実施	令和元年度末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
⑧ 地域生活支援 拠点等	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの柱を主な機能とした居住支援のための場所や体制	地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する。

エ 相談支援

種類	サービスの概要	基本指針(別表第一)
計画相談支援	障害者の心身の状況や環境を勘案したサービス等利用計画の作成や、作成したサービス等利用計画の検証・見直しを実施	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している障害者等に、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談等を実施	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
地域定着支援	一人暮らしの障害者等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談等を実施	現に利用している者の数、単身世帯である障害者の数、同居している家族による支援を受けられない障害者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

オ 障害児支援（障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等）

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等及び治療を実施	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
放課後等デイサービス	就学中の障害児に対して、授業の終了後又は学校休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を実施	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障害児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障害児の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援、その他必要な支援を実施	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な支援を実施	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を実施	地域における児童の数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
医療型障害児入所施設	障害児入所施設又は指定医療機関に入所等する障害児に対して、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を実施	
障害児相談支援	障害児の心身の状況や環境を勘案したサービス等利用計画の作成や、作成したサービス等利用計画の検証・見直しを実施	地域における児童数の推移、現に利用している障害児の数、障害児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	医療的ケア児に対する総合的な支援体制を構築するため、関連分野の支援を調整する相談支援専門員等をコーディネーターとして配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

カ 発達障害者等に対する支援

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
発達障害者支援地域協議会の開催	発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う行政機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数を見込みを設定する。
発達障害者支援センターによる相談支援	発達障害の早期発見、早期の発達支援に資するよう、発達障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に相談に応じ、情報の提供、助言を実施	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	事業所等が困難ケースを含めた支援を的確に実施できるように助言、指導等を実施 （発達障害者地域支援マネジャー：原則、発達障害者支援センターに配置され、事業所等支援、医療機関との連携及び困難ケースの対応等により地域支援の機能強化を推進）	現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する。
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報の提供及び研修を実施	現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。

⑨ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障害者等及びその家族等に対する支援プログラムを実施	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。
⑨ ペアレントメンターの人数	発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して情報提供等を行うペアレントメンターを養成する。	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
⑨ ピアサポートの活動への参加人数	同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児を持つ保護者同士等の集まる場の提供や、集まる場を提供する際の子どもの一時預かり等の実施	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

キ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ⑨

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
⑨ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	保健、医療及び福祉関係者による重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の開催	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。
⑨ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健、医療及び福祉関係者による重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場への参加	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
⑨ 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	保健、医療及び福祉関係者による重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる協議の場の開催	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
⑨ 精神障害者の地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者への地域生活に移行する際の相談や支援等の援助	現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

⑨ 精神障害者の 地域定着支援	精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関との連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活を継続するための支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
⑨ 精神障害者の 共同生活援助	精神障害者に対する、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。
⑨ 精神障害者の 自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

ク 相談支援体制の充実・強化のための取組 ⑨

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
⑨ 総合的・専門的な相談支援	障害のある方やその家族の方の最初の相談窓口として、地域の障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う。障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）や障害者手帳の有無にかかわらず、相談者に必要な支援などの情報提供や助言を実施	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定する。
⑨ 地域の相談支援体制の強化		地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定する。
		地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを設定する。
		地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定する。

ケ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組 ⑨

種類	サービスの概要	基本指針（別表第一）
⑨ 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
⑨ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析及びその結果を活用した事業所や関係自治体等と共有する体制の整備	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

⑧ 指導監査結果 の関係市町村 との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を共有する体制の整備	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。
---	--	--

コ 地域生活支援事業

種類	サービスの概要	見込む単位等
1 理解促進研修・啓発事業	地域社会の住民に対して、障害者等に対する理解を深めるための研修や啓発事業を実施	実施の有無
2 自発的活動支援事業	障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援	実施の有無
3 相談支援事業	①障害者相談支援事業 福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、権利擁護のために必要な援助等を総合的に実施 また、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援体制を強化する取組等を実施	実施箇所数 基幹相談センターの設置の有無
	②市町村相談支援機能強化事業 相談支援事業の機能を強化するため、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置	実施の有無
	③住宅入居等支援事業 賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援	実施の有無
4 成年後見制度利用支援事業	身寄りのない障害者のための市長申立や制度利用に係る助成を実施	実利用者数
5 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制等の整備を実施	実施の有無
6 意思疎通支援事業	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 手話通訳者・要約筆記者の派遣等により、円滑な意思疎通の支援を実施 ②手話通訳者設置事業 障害福祉課、区福祉課、身体障害者更生相談所に手話相談員として手話通訳者を配置	①実利用件数 ②実配置者数
7 日常生活用具給付等事業	重度障害者等に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付等	給付等の件数
8 手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話表現技術等を習得した手話奉仕員を養成	実養成講習修了者数

9 移動支援事業	障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援	実利用者数 延べ利用時間数
10 地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターの機能の充実強化を支援	実施箇所数 実利用者数
11 発達障害者支援センター運営事業	発達障害者に対する総合的な支援を実施	実施箇所数 実利用者数
12 障害児等療育支援事業	在宅の障害児(者)の生活を支えるため、訪問による療育指導等を提供	実施箇所数
13 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成 ②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成 ③失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 (新) 失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者を養成	実養成講習修了者数
14 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業 手話通訳者又は要約筆記者の市域外への広域的な派遣を実施 ②盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣 ③失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 (新) コミュニケーション及び移動等の支援を行う失語症者向け意思疎通支援者を派遣	実利用件数

15 広域的な支援事業	① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な医療圏単位での関係機関との調整の場の設置、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応の調整等を実施 (ア) 地域生活支援広域調整会議等事業 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神障害者に対する地域生活への移行に向けた支援、地域生活を継続するための支援及びアウトリーチ（多職種による訪問支援）等の施策を推進 (イ) 地域移行・地域生活支援事業 精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進 ② 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う行政機関及び民間団体並びにこれに従事する者により構成	①(ア)協議会の開催数 (イ)ピアサポート従事者数 (注9) ②協議会の開催数
16 その他の実施事業 ※それぞれの種類ごとに	福祉ホーム、訪問入浴サービス事業、更生訓練費給付事業、生活訓練等事業（中途失明者の歩行訓練、知的障害者の生活自立訓練）、日中一時支援事業など	実施箇所数 利用者数 登録者数 など

注9：ピアサポートとは、障害者等やその家族又は地域住民などを対象に、障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会を行うなど同じ障害や悩み等のある者が互いに支え合う取組

(参考2) 本市の障害福祉サービス等事業所数

(令和3(2021)年2月1日現在)

(単位: か所)

区 分		施設内容	事業所数
根拠法令…障害者総合支援法	訪問系サービス	居宅介護	267
		重度訪問介護	257
		同行援護	39
		行動援護	13
		重度障害者等包括支援	0
	日中活動系サービス	生活介護	71
		自立訓練 (機能訓練)	1
		自立訓練 (生活訓練)	12
		就労移行支援	22
		就労継続支援 (A型:雇用契約あり)	39
		就労継続支援 (B型:雇用契約なし)	114
		就労定着支援	17
		療養介護	(1)
		短期入所	53
	居住系サービス	自立生活援助	2
		共同生活援助 (グループホーム)	37(91)
		障害者支援施設	18
根拠法令…児童福祉法	障害児支援	児童発達支援	67
		医療型 児童発達支援	2
		放課後等デイサービス	204
		保育所等訪問支援	10
		居宅訪問型 児童発達支援	0
		福祉型障害児入所施設	4
		医療型障害児入所施設	1